

4月1日から

# 「安中市パートナーシップ宣誓制度」を導入します

市では、すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生活できる地域社会の実現を目指し、性的マイノリティに係る「パートナーシップ宣誓制度」を開始します。  
※制度の内容など詳細については、市ホームページに掲載しています。

困 市民課市民相談室 (☎内線1207)

## 性的マイノリティとは

性的少数者とも表現されます。一般的に戸籍上の性と自分が認識する性とが一致し、恋愛の対象が異性であることが典型とされていますが、この典型にあてはまらないなど、性の捉え方が少数派であると認められる人をいいます。

LGBTとは…

次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で性的マイノリティを表す言葉の一つとしてよく使われています。

- L…レズビアン/女性同性愛者
  - G…ゲイ/男性同性愛者
  - B…バイセクシャル/両性愛者
  - T…トランスジェンダー/身体の性と心の性が一致しない人
- LGBT以外にもさまざまな性(セクシャリティ)の人がいます。

## 性のあり方は人それぞれ…

近年、報道などで「LGBT」など多様な性についての情報が取り上げられる機会が増え、徐々に社会に認知されるようになってきましたが、依然として誤解や偏見は根強く、悩みや生きづらさを感じている人たちも少なくありません。

性的マイノリティに該当する人は、日本でも約10%いると言われていています。その中で誰にもカミングアウト\*していない当事者が78.8%と大半を占めており、その存在に気づかない人が多いという状況がわかります。(※数字はLGBT総合研究所「LGBT意識調査2019」より)。

\*自身のセクシャリティを周りの人に伝えること

## 宣誓ができる人

一方または双方が性的マイノリティの人で、次のすべてにあてはまる人

- 双方が成年であること
- 一方または双方が安中市に住所を有している、または安中市への転入を予定していること
- 双方に配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)がいないことおよび他の者とパートナーシップの関係にないこと
- 双方が近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族または直系姻族をいう)でないこと



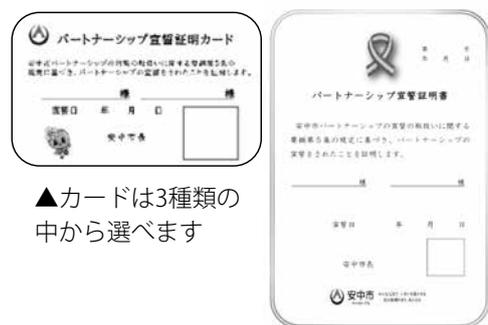
## パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを宣誓し、市が、その事実を証明する「パートナーシップ宣誓証明書・証明カード」を交付するものです。

婚姻制度と異なり、法律上の効果は生じませんが、性的マイノリティの二人がパートナーシップを形成することを尊重するものです。

婚姻関係に準じる生活を送りながらも、そのことを対外的に証明する手段が乏しく、生きづらさを抱えている人たちへの社会的理解を進め、パートナーシップを尊重する取組を広げていくことを目的として導入します。

## パートナーシップ宣誓 証明カード・証明書



▲カードは3種類の中から選べます

## 安中市で受けられる公的サービス

- 市営住宅の入居申込み
  - パートナーによる市県民税申告書の提出、所得・納税に関する証明書の申請(受取)
  - 公立碓氷病院では、パートナーに対する症状の説明、緊急時連絡先の指定と面会許可、治療方針や手術などの同意、退院時期と退院先の相談 など
- ※今後、利用できるサービスを拡充していく予定です。